

# 平成24年第1回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成24年3月2日（金曜日）

## 議事日程（第1号）

平成24年3月2日（金）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第1号から議案第49号、議案第52号
- 第6 請願第1号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（28名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	猪股文彦君
19番	川上龍一君	20番	本間千佳子君
21番	金子克己君	22番	根岸勇雄君
23番	近藤和義君	24番	祝優雄君
25番	竹内道廣君	26番	加賀博昭君
27番	佐藤孝君	28番	金光英晴君

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	教育長	白杵國男君
総合政策監	藤井裕士君	会計管理者	本間佳子君

総務課長	山田富巳夫君	総合政策課長	小林泰英君
行政改革課長	清水忠雄君	島嶼推進課長	藤井光君
世界遺産推進課長	羽下三司君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	計良孝晴君	交通政策課長	渡邊裕次君
市民生活課長	川上達也君	税務課長	田川和信君
環境対策課長	児玉龍司君	社会福祉課長	山田秀夫君
高齢福祉課長	佐藤一郎君	農林水産課長	渡辺竜五君
観光工商課長	伊藤俊之君	建設課長	石塚道夫君
上下水道課長	和倉永久君	学校教育部長	山本充彦君
社会教育課長	渡邊智樹君	両管津理病院長	塚本寿一君
選挙管理委員会事務局長	木下勉君	監事査務委員局長	児玉功君
農業委員会事務局長	島川昭君	消防課長	金子浩三君
総務課長 危機管理課長	本間聡君	財務課長 契約管理課長	鈴木一郎君

事務局職員出席者

事務局長	名畑匡章君	事務局次長	村川一博君
議事調査係	中川雅史君	議事調査係	太田一人君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（金光英晴君） おはようございます。ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第1回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（金光英晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、15番、田中文夫君及び17番、村川四郎君を指名いたします。
- 

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（金光英晴君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

- 議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。今期定例会の会期及び会期日程についてご報告いたします。

去る2月29日に議会運営委員会を開催し、3月定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。その結果についてご報告をいたします。

会期につきましては、本日3月2日から3月22日までの21日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付の3月定例会会期日程表をごらんください。

本日3月2日、本会議。この後、行政報告、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行います。なお、休憩中、午後1時から第3委員会室で議会報編集特別委員会を開催します。

来週5日月曜日及び6日火曜日は、先議案件に係る委員会審査とし、6日午後3時を目途に先議案件に関する委員長報告書の配付、質疑、討論の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、終了後に各派代表者会議を開催します。

7日水曜日から12日月曜日までを一般質問としますが、7日の一般質問終了後、先議案件の採決を行います。なお、一般質問の質問者は13人です。

12日は、午後1時から第2委員会室で各派代表者会議を開催し、終了後、午後2時から航路問題特別委員会を開催します。

13日火曜日から20日火曜日までを委員会審査とします。

19日は、常任委員会終了後、午後3時を目途に特別委員長報告の配付、質疑、討論の受け付けの後、議会運営委員会を開催します。

21日水曜日は、第2委員会室で各派代表者会議、午後3時を目途に常任委員長報告書の配付、質疑、討論の受け付けの後、議会運営委員会を開催します。

22日木曜日が最終日となります。なお、最終日の本会議は午後2時の開会といたします。

以上であります。

○議長（金光英晴君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から3月22日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は21日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（金光英晴君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る2月23日、大桃一浩君から一身上の都合により3月3日をもって議員を辞職したい旨の願い出がありました。閉会中の辞職願でありましたので、地方自治法第126条の規定により、2月24日にこれを許可いたしましたので、ご報告いたします。

大桃一浩君から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 祝優雄君。

○24番（祝 優雄君） そういうあいさつの前例はありません。それと同時に、議長は今24日に許可をしたということでしょう。それは、辞職が成立しているのではないのですか。閉会中の場合は、議長の裁量でこれは処理できます。こういう形というのは、あり得ないと思っております。これは、あいさつというのは私はないと思っております。これは、議長決裁だという今発言ですけれども、議運がどういう形をとっていくのか、そういうことも含めて、これは前例になりますよ、こういうものは。あなた一人の権限でどうこうということにはなりません。このところをしっかりとってください。

○議長（金光英晴君） 祝議員に申し上げます。

ただいま祝議員から議事進行発言がございまして、2点ご指摘がございました。1点目は、24日に許可したのだから、辞職は成立しているという旨の発言でございました。この件につきましては、辞職願には3月3日をもってということでありまして、これを許可したわけですから、大桃議員の在職は3月3日まででございます。ですから、本日の出席はできるわけでございますので、ご了承願いたいと思っております。

また、もう一点につきましては、議員のあいさつの先例がないということではございましたが、確かに佐渡市議会では過去には先例がございません。しかし、こういった事例がなかったということで先例がなかったということではございます。去る2月29日に開催いたしました議会運営委員会においては、一定の協議がございましたが、賛否があり、全会一致に至りませんでした。祝議員もご存じのとおり、議会運営委員会は申し合わせにより、全会一致を原則としておりますので、議会運営委員会が全会一致に至らなかった以上、本件については議長の私が判断することといたしました。また、他市議会の事例も参考にした上、

地方自治法第104条による議長の議事整理権及び会議規則第50条に定める議長の発言許可権に基づきまして、本日の大桃議員の発言を許可することを決定いたしましたところであります。ご了承願います。

大桃一浩君。

〔10番 大桃一浩君登壇〕

○10番（大桃一浩君） 議長に許可を得ましたので、ごあいさつをさせていただきます。

まず、任期途中で一身上の都合で辞職をさせていただきたいということにつきましては、議会の皆様始め、特に3月議会、予算審査の大事なときであります。大変申しわけなく思っております。

合併後8年、この混乱期を治められたのは、高野市長の大きな手腕によるところが大きいと思います。高野市長、大変ありがとうございました。とはいっても、まだ1カ月ほど残っているわけです。ぜひとも高野市長が上げられた公約であります空港の件も含めて、1歩でも半歩でも前進させていただけますよう最後の最後ラストスパートお願いできればと思っております。また、ご指導、ご鞭撻、議会のたびに、一般質問、代表質問等で無礼な発言もあったかと思っておりますが、そのたびに大変丁寧に対応していただきました。本当にありがとうございました。

議会の皆さん、本当にこの8年間ありがとうございました。特に産業建設常任委員会の皆さんにおかれましては任期途中ということで、副委員長始め皆さんにはご迷惑をおかけします。大事な3月予算審査であります。議会は、批判と監視の府であります。ぜひとも厳しい審査をしていただければと思います。

また、議場にいらっしゃる職員の皆さん、そして本庁や行政サービスセンター、支所で働いている職員の皆さん、8年間ご指導、ご鞭撻本当ありがとうございました。皆さんと一緒に仕事をできたこと、本当に誇りに思っております。ありがとうございました。

そして、最後に市民の皆さん、任期途中で辞職ということになりました。皆様にはご迷惑をおかけしますが、ぜひとも今後も温かく見守っていただければと思っております。本当にありがとうございました。

○議長（金光英晴君） 以上で大桃一浩君の発言は終わりました。

その他の諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（金光英晴君） 日程第4、行政報告を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。平成24年第1回市議会定例会に当たりまして、平成23年第7回市議会定例会以降の報告事件につきましてご説明申し上げます。

報告第1号から第6号までの6件の専決処分につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告事件の説明を終わります。

○議長（金光英晴君） ただいまの報告第1号から報告第6号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

---

日程第5 議案第1号から議案第49号、議案第52号

○議長（金光英晴君） 日程第5、議案第1号から議案第49号及び議案第52号を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第1号から通してご説明申し上げます。

議案第1号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、畑野財産区の議会制廃止に伴い、畑野財産区特別会計を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第2号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律並びに地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものであります。主な内容は、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る臨時特例措置として個人市民税均等割の税率を引き上げ、及び平成23年度税制改正に伴うたばこ税の税率引き上げ等であります。

議案第3号 佐渡市墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例の制定について。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、墓地、埋葬等に関する法律が改正され、佐渡市として墓地等の設置場所及び構造設備に関する基準等を定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものであります。

議案第4号 佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、築地児童遊園について公の施設としての用途を廃止し、地元認可地縁団体に無償譲渡するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法の規定に基づく第5期佐渡市介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令等の関係法令改正に伴い、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者保険料率を改定するため、条例の一部を改正するものであります。新たな保険料率は、本市の高齢化の進展による要支援、要介護認定者の増加や施設整備等に伴う介護給付費の増加を見据え、基準となる保険料を前年度月額より1,000円引き上げ、月額5,200円に改定するものであります。

議案第6号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、田野浦集落開発センターについて公の施設としての用途を廃止し、地元認可地縁団体に譲渡するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 佐渡市小木農山漁村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、生活体験学習館、アトリエハウスあじさい及びアトリエハウスはまなすについて公の施設としての用途を廃止し、地元認可地縁団体に無償譲渡するため、本条例の一部を改正するものであり

ます。

議案第8号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県漁港管理条例の一部改正に伴い、漁港施設占用料の一部を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号 佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、相川の街なかの観光資源を有効に活用し、観光交流の促進及び中心市街地の活性化を図るため、相川観光交流センターを設置することに伴い、その設置及び管理について必要な事項を定めるとともに、これまで観光情報の発信及び文化、伝統の保存に関する活動を行う拠点として設置していた佐渡会館を廃止するため、条例を制定するものであります。

議案第10号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、道路法施行令の改正により、地価水準、地価に対する賃料の水準変動等を基礎とした国の道路占用料が改定され、また新潟県においても道路占用料徴収条例が改正されたことを踏まえ、本市においてもこれに準じて道路占用料を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化が著しい須川住宅について市営住宅の用途を廃止するため、また地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う公営住宅法の改正により、入居資格の一部廃止と老人等に対する入居条件緩和が廃止されることから、本市における老人等に対する入居条件の緩和継続と入居条件の明確化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、赤泊簡易水道の計画給水人口及び計画1日最大給水量の変更と両津地区簡易水道の水道料金改定のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、非常勤の特別職の職員のうち、国際交流員及び外国語指導助手の報酬額を改定するため、また地区公民館副館長及び青少年育成センター指導員の廃止に伴う報酬額の規定を削除するために本条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成25年4月から浦川小学校と加茂小学校、羽茂小学校と川茂小学校、東中学校と南中学校をそれぞれ統合し、また平成26年4月から小木中学校と羽茂中学校を統合するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号 佐渡市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、社会教育法の一部改正による公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、図書館法の一部改正による図書館協議会の委員の任命の基準、博物館法の一部改正による博物館協議会の委員の任命の基準について条例に規定する必要があることから、佐渡市公民館条例、佐渡市立図書館条例及び佐渡市博物館条例をそれぞれ一部改正するものであります。

議案第16号 佐渡市青少年育成センター条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡市における青少年健全育成のための組織の統一を図り、市内各地区で組織する青少年健全育成協議会の相互の連携を図るための組織を新設したことに伴い、本条例を廃止するものであります。

議案第17号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準を新たに設けること等を内容とする危険物規制に関する政令等の改正に伴い、市においても浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る審査手数料を追加する必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号及び議案第52号につきましては、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第18号 財産の取得について（羽茂本郷地内）、議案第52号 南部地区統合中学校敷地造成工事請負契約の締結について。以上の2議案は、中学校建設用地として羽茂本郷地内の土地3万5,154平方メートルを取得したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるとともに、当該土地の造成工事請負契約について2月28日に入札執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

議案第19号 財産の無償譲渡について（築地児童遊園）。本案は、築地児童遊園を地元認可地縁団体に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

議案第20号 財産の無償譲渡について（田野浦集落開発センター）。本案は、田野浦集落開発センターを地元認可地縁団体に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

議案第21号 財産の無償譲渡について（生活体験学習館、アトリエハウス（あじさい）、アトリエハウス（はまなす））。本案は、生活体験学習館、アトリエハウスあじさい及びアトリエハウスはまなすを地元認可地縁団体に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

議案第22号 市道路線の認定について。本案は、防災の観点から緊急時の連絡路として工事を必要とする箇所について市道路線を認定する必要性が生じたことから、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

議案第23号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億7,545万9,000円を追加し、予算総額を500億5,629万2,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では市税及び地方交付税などの増額計上と国庫支出金、県支出金及び市債などの減額計上、歳出では国の第3次補正で追加となったデジタル防災行政無線増設経費に2,037万円、消防団安全対策設備整備事業に555万7,000円を予算計上するほか、道路除雪経費に4億7,648万円、減債基金積立金に7億35万7,000円などを予算計上するものであります。

議案第24号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,820万円を追加し、予算総額を72億4,900万円とするものであります。主な補正内容は、歳入については保険税、国庫支出金及び療養給付費交付金の追加、歳出については決算見込みによる保険給付費の増額、保健事業費及び予備費の減額であります。

議案第25号 平成23年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ557万8,000円を減額し、予算総額を7億2,194万4,000円とするものであ

ります。主な補正内容は、保険基盤安定負担金の確定による繰入金の減額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

議案第26号 平成23年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,155万5,000円を追加し、予算総額を73億7,709万円とするものであります。主な補正内容は、システム改修費の増加による総務費の追加及び保険給付費の実績見込みに基づく歳入歳出の増減に伴う補正を行うものであります。

議案第27号 平成23年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ4,205万2,000円を減額し、予算総額を15億2,934万6,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では前年度繰越金の増額と工事負担金、補償料及び市債の減額、歳出では一般管理費及び建設改良費の減額であります。

議案第28号 平成23年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ2,728万8,000円を減額し、予算総額をそれぞれ30億5,640万5,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では前年度繰越金の増額、下水道補償料、下水道事業債、借換債等の減額、歳出では雨水管渠工事費等の増額、測量設計業務委託料、汚水管渠工事費、水道管補償費等の減額であります。

議案第29号 平成23年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ178万円を減額し、予算総額を4億9,104万4,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入ではサービス収入の減額、歳出では一般管理費及び介護サービス費の減額であります。

議案第30号 平成23年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ246万4,000円を減額し、予算総額を628万1,000円とするものであります。補正内容は、造林事業受託事業費の減額であります。

議案第31号 平成23年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ361万円を減額し、予算総額を726万8,000円とするものであります。補正内容は、造林事業受託事業費の減額であります。

議案第32号 平成23年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ305万5,000円を減額し、予算総額を366万8,000円とするものであります。補正内容は、造林事業受託事業費の減額であります。

議案第33号 平成23年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支において収入を9,378万3,000円減額し、総額を24億2,633万6,000円とし、支出を4,262万9,000円減額し、総額を24億3,677万円とするものであります。主な内容は、患者数の見込み等の修正に伴う収支の減と、一般会計繰入金の増額であります。

議案第34号 平成23年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、決算見込みによる収支額の見直しによるもので、収益的収支について収入を2,820万円減額し、収入総額を13億2,727万2,000円に、支出を604万1,000円減額し、支出総額を12億5,686万7,000円とするものであります。また、資本的収支については収入を3,530万8,000円減額し、収入総額を16億7,169万8,000円に、支出を3,035万9,000円減額し、支出総額を23億5,552万3,000円とするものであります。主な内容は、給水収益の減額、

営業費用の不要額の減額、過年度損益修正損の増額、建設改良事業の減額等であります。

議案第35号 平成24年度佐渡市一般会計予算について。平成24年度予算は、新たな政策経費を除き、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費、施設管理費などの経常経費、その他既に債務負担行為を設定している事業や継続事業を予算計上するいわゆる骨格予算として予算編成を行ったところであります。本市の平成24年度一般会計予算は、合併特例債事業の増額要因もあり、予算規模で487億円となり、平成23年度当初予算に比べ、23億円、率で5%の増となりました。歳入では、市税収入が落ち込む中で、国の地方交付税の総額確保を受けて地方交付税を予算計上したものであります。また、歳出では人件費、公債費等の義務的経費の抑制を図りながら、合併特例債事業を確保した予算編成を行ったところであります。

議案第36号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億400万円とするもので、対前年比で4,100万円、0.6%増であります。主な内容は、増加する医療費に対応し、適切な医療の提供を行うための保険給付費、被保険者の健康の保持、増進と健やかな生活を図るための保健事業費、後期高齢者医療への支援金、介護保険に係る納付金等、所要の予算を計上するものであります。

議案第37号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,580万円とするもので、対前年比1,300万円、1.8%の増であります。主な内容は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と被保険者への適切な医療の提供を行うため、保険料及び運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等、所要の予算を計上するものであります。

議案第38号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億3,280万円とするもので、対前年比7億5,760万円、10.7%の増であります。内容としましては、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画期間に入る初年度の予算として介護報酬の改定等の制度改正、介護施設の整備状況、これまでの給付動向等を加味し、介護給付費、地域支援事業費等の所要の予算を計上するものであります。

議案第39号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,900万円とするもので、対前年比1億5,830万円、11.2%の減額となっております。主な内容は、歳入では使用料及び手数料3億1,521万5,000円、国庫支出金2億180万円、一般会計繰入金4億1,690万8,000円、市債2億6,240万円、歳出では効率的な維持管理を図る観点から、建設改良費5億4,776万1,000円、施設の維持管理費1億7,214万4,000円、公債費3億8,629万2,000円などであります。

議案第40号 平成24年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億660万円とするもので、対前年比1億5,640万円、5.1%の増となっております。主な内容は、歳入では使用料及び手数料6億3,142万7,000円、国庫支出金4億2,000万円、一般会計繰入金16億522万7,000円、市債4億3,520万円など、歳出では下水道事業の施設管理費6億6,675万1,000円、下水道建設費9億4,284万7,000円、公債費15億2,186万3,000円などであります。

議案第41号 平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,480万円とするもので、対前年比730万円、2.8%の減であります。主な内容は、歳入では負担金及び使用料1億1,915万9,000円、一般会計繰入金1億3,343万8,000円、歳出では人件費、事務費等として5,974万4,000円、番組制作費として3,942万8,000円、施設管理費及び整備費として7,522万3,000円、

公債費として7,940万3,000円などであります。

議案第42号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額を5億80万円とするもので、対前年比690万円、1.4%の増であります。主な内容は、歳入では介護給付費収入3億7,936万9,000円、自己負担金収入7,135万6,000円、基金繰入金4,622万6,000円など、歳出では施設費4億2,842万6,000円などであります。

議案第43号 平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算額を5億8,900万円とするもので、対前年比570万円、1%の増であります。主な内容は、歳入では介護給付費収入3億4,407万6,000円、自己負担金収入1億37万円、繰入金1億3,947万8,000円、歳出では施設費など4億9,812万9,000円、公債費9,047万1,000円などであります。

議案第44号 平成24年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43万円とするもので、対前年度比6万5,000円、13.2%の減であります。歳出の主なものは、管理会費及び総務管理費などの経常的な経費であり、その財源としては基金繰入金及び財産収入などあります。

議案第45号 平成24年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ759万4,000円とするもので、対前年比115万5,000円、13.2%の減であります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源としては受託事業収入、基金繰入金及び財産収入などあります。

議案第46号 平成24年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,024万8,000円とするもので、対前年比63万円、5.8%の減であります。歳出の主なものは、造林事業費及び財産管理費などの経費であり、その財源としては受託事業収入及び財産収入などあります。

議案第47号 平成24年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ530万3,000円とするもので、対前年比142万円、21.1%の減であります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源としては受託事業収入及び財産収入などあります。

議案第48号 平成24年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支の収入総額を24億7,067万6,000円、支出総額を24億5,755万円に、資本的収支の収入総額を1億2,966万6,000円、支出総額を1億7,312万6,000円とするものであります。主な内容としましては、地域医療確保のため経営の効率化に努めて経営健全化を図るものであります。

議案第49号 平成24年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について収入を14億9,800万円、支出を13億2,730万円とし、資本的収支については収入を12億4,080万円、支出を19億2,450万円とするものであります。主な内容としましては、藤巻配水池改修事業、歌代浄水場設備設置事業、国庫補助事業による両津地区の老朽管更新、真野地区の施設整備事業、全地区において配水管敷設替事業のほか、水道施設、管路、給水装置等の情報を明確にするための水道施設管理システム整備事業を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第1号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第1号についての質疑を終結いたします。

議案第2号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第2号についての質疑を終結いたします。

議案第3号 佐渡市墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例の制定についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 一、二点お伺いしたいのですが、まずこの条例が県のほうから委任された事務ということになるのだろうかと思いますが、この条例ができた後、市の指導権あるいは監督というのはどういう範囲になるのか、まず1点。

それから、もう一つはこの条例ができる前の、公布されない前、従前の既設、既存の墓地や火葬場等についての基準は、当然これは当てはまらないとは思いますが、そこでまず第2条の（1）、「公共的な施設に近接せず」という文言がございしますが、この近接という範囲はどの程度を想定されておられるのか、1点。

それから、今ちょうど24年度から永安館が改築される予定になっておりますが、これはこの条例の適用を受けるのかどうか、その3点をお伺いします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

まず、3点目の永安館の許可の件から説明させていただきます。今計画しておりますその永安館の建設に関しましては、その許可に関しましては墓地、埋葬等に関する法律の中で、11条ですけれども、こううたっております。「都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす」ということでございしますので、今ご質問のその永安館につきましては、この後都市計画の決定に基づく処理を行いまして、まず全市を対象にした説明会を開かせていただきます。そして、公告させていただきます。市の審議会ですか、審議会の承認を得てこの許可があつたものということで処理を進めていく予定でございます。

それと、2点目の既設の墓地、この条例の中で2条ですか、人家及び病院、学校、老人福祉施設等、近接せずというような規定がございすけれども、この規定につきましては従来佐渡市のほうでは平成9年から県のほうから権限移譲を受けてきております。その中で県の基準等の細則、そういったものを参考にして事務処理をしてきておりますけれども、佐渡市におきましても地理的条件、それと風俗、習慣等が異なっておりますので、ここで具体的にその距離等を定めることはその判断が硬直化されるというようなことで、あくまでも墓地等の周辺の生活環境、そういったものを判断して進めていくつもりでございます。

あと、3点目のこの法改正に伴っての市の指導ですか、当然この法につきましては平成23年に施行され

たものでございますけれども、それ以前のその墓地等についてもそれに準じた経営許可、指導等を行っておりますので、この後も変わりなく、そういう観点で進めていきます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） そうすると、いろいろな公共的な施設に、初めから言うと、学校、老人福祉施設等の公共的施設に近接せずというのは、全くその基準というものはあってないに等しい、その場、その場といますか、周辺の方から苦情が出ない限りはそれで通っていくというような解釈だろうと思うのですが、この辺の実際に条例をつくっても、これが基準とか、そういうものが果たして本当にきちんと執行されていくのだから、ちょっとその辺心配ですけれども、その辺についてはどんな考えを持っておりますか。ただ条例をつくっただけというような感じにならないのではないかとというような危惧をするのですが、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（金光英晴君） 児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

墓地等の経営の許可の申請時に当たりましては、例えば小さいものであれば隣接の土地の所有者だとか、人家だとか、そういったものの同意、そういったものを指導してまいりますし、また例えば宗教法人等の申請で大規模なそういった施設の申請であれば、例えばその集落、自治会等の説明等も開くように指導して、混乱が起きないように処理をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） そうすると、もう一点確認したいのですが、例えば今現在ある墓地を、墓を、墓石等改築したい、あるいは新たなものにしたいという場合、これはもう全然この条例の適用は受けないというふうに解釈していいのですか。

○議長（金光英晴君） 児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

今のご質問でございますけれども、もう既にその許可を受けている墓地の区域の中での新しい墓石だとか、そういったものの改築ですか、そういったものについてはこの条例の規制は受けません。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

議案第4号 佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第4号についての質疑を終結いたします。

議案第5号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番(中川直美君) 24年度から介護保険事業計画が変わると、制度の改正に伴っての介護保険料値上げということになっているかというふうに思うのですが、それにしてもこの値上げ率が高過ぎやしませんか。平均で約24%の値上げになりますよね。ご承知のとおり、65歳以上の高齢者がこれ払うことになりまますから、この後年金がどんどん下がるという話もある中で、24%の値上げで、年額でいうと6,000円から1万8,000円値上げというのは、これはちょっと大きいと思うのですが、その辺の理由についてまずお尋ねをします。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(佐藤一郎君) お答えをさせていただきたいと思います。

今回の介護保険料の改定の理由でございますが、これにつきましてはご承知のように、給付費の伸びというものが一番多くございます。これにつきましては、第4期から継続しております施設整備の伸び、それから第5期に予定されております施設の伸びも見込んでおります。それから、居宅サービス系の伸びもありますので、それらの伸びと。それから、要介護認定者が実は計画値よりも今現在かなり伸びておりますので、この後の伸びも少し第5期の中に勘案させていただきました。議員のご指摘のように、パーセントの伸びは多くございますが、第4期と第3期とを比較した場合につきましては、実は27%ぐらいの伸びがございましたので、そこより若干下がっているということもご理解いただきたいと思います。

○議長(金光英晴君) 中川直美君。

○2番(中川直美君) 今ほどの非常にわかりにくい、つまり第3期から4期に行くには、この前は27%上げたのです。今回24%だからいいだろうと。前回27%上がって、今回24%もさらに上がるということですね。それで、今ほどの答弁ですと、サービスが充実したのだから大丈夫だということなのですが、どうも中身を見ると、中身は一向に変わらないのではないかというふうに思うのですが、その辺どうでしょう。例えば今特養増設とかの話がありましたが、実際に本当に必要なサービス量を確保が私できていない。結果的に言うと、サービスは介護保険料の負担は上がるのだが、サービスも上がるというのならいいのだけれども、全体としては、実態として見ると、そうっていないのではないかというふうに思うのですが、その辺どうですか。それが1点。

2点目は、全般的に言われているのですが、今年度介護保険料が大きく上がると、全国的にも。その中で、保険料の上昇緩和措置というのが大きな柱になっていますよね。その点では、値上げを抑える最大限の措置は行っているのかどうなのか。介護保険特別会計見れば、中身はわかるのですけれども、お尋ねしておきます。

○議長(金光英晴君) 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(佐藤一郎君) お答えをさせていただきたいと思います。

施設整備につきましては、先ほど中川議員お尋ねがありましたように、第4期に相当数の地域密着型特養の増床等行いました。また、グループホーム等の新設、それから小規模多機能等の居住系のサービスも充実をさせてもらうように計画して今実施をしているところでございます。第5期におかれましても小規模多機能等の居住系サービスの充実を図りたいと思いますし、施設サービスにつきましても地域密着型の

特養等のサービスの充実を図っていきたい。それから、サービスつきの高齢者住宅等の関係の居住系のデイサービス等のサービスも充実をさせていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いをしたいと思います。

それから、何とか緩和ができなかったかということでございますが、これにつきましては私どもの給付準備基金のほうを取り崩しを最大限予定をしておりますので、そこで何とかお安くできるように工夫はさせていただいたということでご理解をお願いいたします。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 先ほども言いましたが、今年度の改定に当たっては保険料の上昇緩和をどうやってやるかというのが国の命題でもあるし、事業者である佐渡市の命題でもある。本当に最大限の努力をしたというのですが、値上げを抑える最大限の努力をしたかというのは予算審査等でまた伺っていきませんが、そこで1点だけお尋ねします。

先ほども私指摘しましたが、年金は下がる。前回27%上がって、今回24%、高いところでは年額1万8,000円も保険料が上がっているという、払えない方が私出てくるのではないか、あるいは払うのに本当に困難する方が出てくるのではないかと思うのですが、そういった場合の対応措置も考えていらっしゃいますか。

○議長（金光英晴君） 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えをさせていただきたいと思えます。

第5期の介護保険制度につきましては、国の動向もございまして、軽減措置というものがあまり盛り込まれなかったというのが私ども事実として見ております。これらにつきましては、国や県へこれからも要望はしていきますし、市のほうでも今中川議員ご指摘ありましたことについては今後研究させていただきたいと思っております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第5号についての質疑を終結いたします。

議案第6号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第6号についての質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市小木農山漁村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第7号についての質疑を終結いたします。

議案第8号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） この条例改正でちょっと各漁港の管理を見て回ったのですが、これは漁港漁場整備法をもとにして条例ができていると思うのです。そこで、この前から、12月議会あるいは9月議会から問題になっておりますギンザケ等の施設はこの条例の中のどこに入るのか。この法第3条のへのところにこのようなものができることになっておりますが、佐渡市全体の管理条例の中にそういうものができるようになっておるのかどうなのか。私が見たところによりますと、岩首漁港及びその分港の豊岡漁港には、いまだに29日の午前中の時点ではギンザケの養殖施設と見られるものがありますが、ではこれについては工物なのかどうなのか。そして、ここに係留する金額が上がるように出ておりますが、これについてはどのような占用料というものが取られるのかということについて説明願います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

ギンザケの生けすにつきましては、漁港に附属するものではなくて、一時的に港湾で待避させてもらうということで今お願いを申し上げておるところでございます。今回の管理条例の一部の改正につきましては、管類のみが道路法施行令に準拠しており、平成23年に改正されたものということで、県の改正に合わせて改正したものでございます。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 岩首漁港は、ずっとあるのではないですか。岩首漁港は。これについて、だから私が聞いているのは、あなた方が今回改正する条例のうちのどこに入って幾らなのかということ。平米幾らとか、そういうふうなことになっているのか。あるいは本来ここにあるべきものではなかったら、それはどういうふうな管理になるのか。緊急避難として豊岡の場合はやっておるのか、その辺について具体的な説明を下さい。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

豊岡につきましては、従前からあるものにつきましては漁協のほうで再生交付金のほうで実施をしているというものと聞いております。今避難しておる2基のものにつきましては、占有ということではなくて、一時的にお願いしているというふうを考えておまして、早急に準備が整い次第出すということに考えております。そういう部分で、そこに対する占用料等についてはないというふうにも今考えております。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） それは、全くおかしいので、漁船の、私喫水というのだが、その面積よりも数倍広いわけで、それについては全くお金を取らなくて、気の毒な、零細な漁師の係留料というか、逆にこういうものはできるだけ免除してやって、それ以外に法律に反しないけれども、その法律を準拠した中の条例にないものについては、当然占用料としてお金を取るのが普通ではないですか。あとは、これ委員会でやってもらいますけれども、この条例の改正の目的というか、あるいは実態に、佐渡市の漁業の現況に合っていないと思うのですが、あとは委員会でぜひ審査をしてください。答弁要りません。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第8号についての質疑を終結いたします。

議案第9号 佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 観光立町を目指す相川にとってはすばらしい私は設備であると考えます。この街なかにこういう設備を設置をするということになりますと、どうしても大型の車が入ってくる。隣接する場所に、中心市街地ですから、商店街があるわけですから、商店に来客されるお客様の車もとめる。そんなことで、これだけの施設をつくるには周辺の駐車場ということも考えて物事を図らなければならないと考えますが、これを設置するに当たってその点は考慮されたのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

相川の世界遺産を目指すまちづくりということで、平成19年から国の旧まちづくり交付金を活用して事業を進めてまいりました。今まで選鉱場、大間港、それから京町通りの路面美装あるいは景観修景のための黒塀あるいは塀垣等の修復、こういうことも進めてやってまいりました。さらに、この地域についてはまち歩きを目指す散策型の観光地としての整備が目的でございました。したがって、街なかにシンボリックな、中心的な施設を用意するというのがこの計画の中に入っております。

今議員お尋ねの駐車場等の整備、これにつきましては旧相川の公有地がございますけれども、そのランドデザインの中で新たなそういった施設の活用も検討されております。この施設は、また観光の案内所として現在の佐渡会館で行われている観光案内あるいは住民の会議、研修、こういったことにも活用できる施設として使ってまいりたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 当然今課長が説明の部分は承知をしておりますが、例えば車が入ってくるというときに周辺の商店の車がやはりあそこにはいっぱいつなぐりますよね。郵便局もありますし、市役所の支所もございます。それから、大型食料品店もございます。また、近くには衣料品店もございます。一番の羽田のメインストリートですから、どうしても車が2台そこにとまった場合、交差ができないという不便さも出てまいります。陸上競技場のように施設をつくってから駐車場を探す、あるいは駐車場がないと言え、あちらにある、こちらにあるというふうな形で総台数を並べてこれでいいのだというふうな考え方でやっては、私は新しいランドデザインにならないような気がする。そういったことから考えると、周辺に空き地がちらちら見えるようですが、その辺のところの利用を一緒に考えるというふうなことがなかったかどうかということをお尋ねしているわけです。この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（金光英晴君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

今佐渡会館では、新潟交通のバスのターミナルの拠点としても使われております。観光協会の相川支部

の案内所としても使われております。そういう中で今回佐渡会館を閉鎖するに当たり、新潟交通さんの新たなバスの乗り場、そういったものの設置も含めてこれから考えていくわけですが、そういう中で将来的には、この拠点施設については、あくまでも交流、研修、会議、こういったところと観光案内、そのまち歩きの拠点として使っていきたい。それから、大型観光バスが入ってきたり、個人の観光客が車で案内所を訪れる、そういった場所については新潟交通さんと協力しながら、また新たな公有地等に建設される施設の中で対応していきたい、こういうことで考えております。

○議長（金光英晴君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 大方の理解はさせていただきました。やはりこれからの観光を考えた場合、拠点はやはり相川が中心だと私は考えます。もう少し街なかを歩いても楽しさがあるような形のをプランに入れて、大きなグローバルな考え方で佐渡を見詰め、そして相川を考えて、女性の、あるいは女学生が来ても楽しい、女子大生が来ても楽しい、そういうふうな雰囲気を全体で醸し出せるようなまちづくりをお願いして終わります。答弁結構です。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） ちょっと教えてほしいのですけれども、この相川観光交流センター、佐渡市相川交流センターということで市がついているのですけれども、これは今まであった佐渡市佐渡会館のところに作るのかということと、もう一点は既にできているのではなくて、これから作るということなのですか、何年ぐらいを目標にどのぐらいの予算で作るのかということと、この交流センターの機能というのは佐渡会館と同じような機能を持たせるのか。それから、収入、この中に指定管理者も検討しているのですけれども、そうした場合、収入は何で得るのか、その辺を教えてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

まず、収入についてでございますが、これにつきましては貸し館と言われる会議室と研修室、40平米と20平米ございますけれども、従来佐渡会館のほうでも行っていたいろんな地域の催し物、会議、そういったようなものへの対応を考えてございます。それから、それにかかっては年間120万円程度の持ち出しというふうになっております。また、現在小木のほうでも小木の観光案内所、これも市が直営で行っております。市の施設でございます。当面は、そういう対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、この施設については旧旅館を改装して今現在工事を行っておりますが、ちょっと降雪の状況等で若干遅れておまして、3月末の完成の予定ですが、ちょっと1カ月程度遅れるかというような状況でございます。

そして、この街なかの拠点として、旅館でございましたので、この後の改造を、この事業はことしで、まちづくり交付金事業というのはことしで最終年度でございますが、この後有利起債等を活用して旅館の空きスペースを利用して、この地域に年間2,000人ほどの学生が訪れております。地域からのそういった学生の簡易宿泊施設等の要望も出てございます。そういうことから、この後の活用も含めて地元と相談をしているところであります。そして、そういうもので収益が上がる中で指定管理施設として対応していきたいというふうに考えています。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 今例として小木のマリンプラザのことですよね。あれは、観光協会に委託して管理しているのですが、そこへ市が120万今出しているということなのですから、観光協会にも出ているわけですよね、ほかに。だから、120万で果たして市が出して、これが指定管理でやって運営できるかとなると、多分問題だと思うのですが、それはともかくとして、ではどのぐらいの収入を、120万でやれないといった場合でもそれ以上は出さないで指定管理に出せるのかということと、ほかの機能を持たすという予定はないのか。ほかの機能というと、例えば中に物産店とか飲食店も含めてですけれども、そういうようなことは考えていないのでしょうか。

○議長（金光英晴君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

この施設の管理につきましては、市が直営で管理しますけれども、管理の委託を観光協会にお願いする予定になってございます。観光協会においては、その貸し館をお願いするということで、観光協会の今まで佐渡会館においては佐渡会館の貸し館をお願いすると同時に、観光協会には委託料を払ってまいりましたけれども、今回は貸し館をしていただくその仕事をしていただくのと家賃、そういったものはいただかない、それをゼロにしていきたいということで考えております。

そして、この機能のことですけれども、約50人規模の簡易宿泊の、これはさらに工事が要りますけれども、そういうスペースがございます。そういうものを今後地元と、相川地域、特に観光協会が管理するということになりますと、宿泊施設を運営するというわけにはなかなかいきません。そういうことも含めて地元と今相談をしております、地元で受け皿ができれば、そういった簡易宿泊施設等を活用し、そしてその世界遺産関係の研究に訪れる大学生、そういった方々の交流の拠点、あるいは地域の展示物もいろいろございますけれども、そういったようなものの展示、そういうものも行ってまいります。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 何でこういうこと言うかって、こういう建物、施設建てれば、結局今の市のやり方だと指定管理に出して、その指定管理も多分一般の民間の人だとできないと思うのです。そうすると、観光協会に頼らざるを得ぬと、そういう流れになっていくだろうと。これは、両津に今度建てる予定の北埠頭のインフォメーションセンターに関しても多分こういう形になるだろうと。施設自体の採算性からいくと、独立して運営はできない。観光協会とか、そういうところに任せて、観光協会であれば赤になっても協会の本部に補助金もほかに入るからというような形になっていくのではないかと思うのです。本当は、その施設で黒字が出るような形でぜひ運営できるような内容になるように考えてほしいと思うので、これは所管ですので、所管でまたやらせてもらいます。答弁はいいです。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第9号についての質疑を終結いたします。

議案第10号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） お尋ねをいたします。

県の条例改正に伴うものということなのですが、これはどうしても県の条例の範疇に従わなければなりませんか。というのは、つまり何を言いたいかという、道路にある電柱の単価下げるわけですね、主に。例えば第1種の電柱が今630円を560円に下げるというわけなのだが、これ具体的にはどういった理由によるのですか。そこを聞いておきたいのが1点です。

それと、もともと幾らあって、これ下げることによって幾らになるのか、お答え願います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

この占用料につきましては、やはり基準となるのが地価とか地価の対価に対する賃料、こういうものが基準になりますので、適宜それに合わせて見直しをするということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

あと、どのぐらい下がるのかということですが、資料のほうに一応単価を、変わる部分載せてありますので、それを見ていただきたいと思いますが、全体的に見ると、大体年間135万円程度下がるのではないかという試算をしております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 細かくて恐縮なのですが、もちろん資料を見ているのですが、そうすると広告塔については下げていないですね。先ほど地価等の関係でいくということで、広告については2,000円ということになっているわけですが、これはどういうことなのか。

それと、もう一つお尋ねをしたいのは、佐渡市独自で規定をすることができないのだろうかと思うのですが、例えば電柱にかかっている広告というのは、例えば1本560円なんていう話ではなくて、もっと高いと思うのです。私過去聞いたことある、年間3,000円とか。というようなことも聞いたことがあるのですが、その辺も含めてどのようになっていますか。

○議長（金光英晴君） 石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

この広告塔につきましては、道路等に占用する広告ということですので、ただ算出方法については、地価からどういう計算方式でやるかというのは、ちょっと私ども今のところ手持ちありませんので、わかりません。申しわけありません。電柱等にかかっている部分については、私らのほうで徴収する部分ではないので、電力とかNTTになりますか、そちらの占用になりますので、こちらのほうとしては把握しておりません。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） もちろんその電柱の広告は関係ないのだけれども、つまり1本560円払って3,000円仮に広告料を取っているとすれば、私は今そういった部分も含めて下げる必要ないのではないかというふうに思うのですが、では市独自で例えば別の基準をつくって上げたりするということではできませんか。

○議長（金光英晴君） 石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） 算定方法がありますので、今のところそれを変えるという考えは持っておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第10号についての質疑を終結いたします。

議案第11号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第11号についての質疑を終結いたします。

議案第12号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第12号についての質疑を終結いたします。

議案第13号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第13号についての質疑を終結いたします。

議案第14号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） お尋ねをしておきます。

先ほどの説明にもあったのですが、旧赤泊の川茂小が羽茂小学校に統合するということになっているようですが、当然地域の理解の上でこうなったのだらうというのですが、逆に言うと、我々心配するのは赤泊のほうの赤泊小学校との関係も含めて、その辺は十分地域の納得の上でこういうふうになったという理解でよろしいですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

川茂小学校が羽茂小学校に行くということは、地域からの要望でこうなりました。よろしく願いいたします。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） ここに小木中学校と羽茂中学校を統合して南佐渡中学校というふうに乗っているのですが、この学校名というのはもう正式に決定したということなののでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

学校名については、南部地区の校舎建設検討委員会の中でアンケートをとりまして、建設検討委員会の中で南佐渡中学校に決まりました。それを受けて教育委員会のほうで議論いたしまして、教育委員会の中でも南佐渡中学校というふうになって、今回の議会の承認をいただいて本決まりということでございます。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） もちろんこの議会で決まるのですけれども、当然赤泊地区の保護者の方々、関係者も入っている上ですよ。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

アンケートについては、小木、羽茂、赤泊地区からアンケートをとりまして、建設検討委員会の中は3つの地区から委員を出してもらっております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第14号についての質疑を終結いたします。

議案第15号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第15号についての質疑を終結いたします。

議案第16号 佐渡市青少年育成センター条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第16号についての質疑を終結いたします。

議案第17号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第17号についての質疑を終結いたします。

議案第18号 財産の取得について（羽茂本郷地内）の質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） これは、単価は1反歩幾らになるのですか。これは、全部平均したのですか、それとも場所によって単価が違いますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

全36筆あるのですが、参考資料にありますように、33番の2及び33番の4の2筆を除く34筆については

平米当たり4,000円というものでございます。なお、今ほど申しました33番の2及び33番の4の2筆については、現在所有者が宅地を持ってきて既に購入してありました。その単価並びに自分で農業振興地域の整備計画の除外の手続等も行いまして、業者等お願いして埋め立てしてあったということもありまして、平米1万円ということで購入するものであります。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第18号についての質疑を終結いたします。

議案第19号 財産の無償譲渡について（築地児童遊園）の質疑を許します。

松本正勝君。

○1番（松本正勝君） この件については夷の町中で、しかも更地同様の土地を無償で譲渡するということが、非常にちょっと気前がいいなという気がするのですが、この議案の是非については所管でありますので、そこで十分に議論したいと思いますが、この議案資料の中の19号関係の土地詳細についてお尋ねしたいと思います。

この議案資料の土地詳細、38ページになりますが、この図面、譲渡する場所が251の1番地ということになっておりますが、この図面だけ見ますと、ではこの土地はどこから入っていくのだと。横に細い川が1本あるだけで、全部番地に囲まれておるのですが、実際は道路なのです。252番地の約3分の1、251番地の2、そして266番地、そして道を挟んで下の265番地、これは全部今現在道路として使用されておるわけなのですが、どうしてこういう表示になったのでしょうか。ということは、道路として正式にこの場所は登記していないということなのではないでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山田社会福祉課長。

○社会福祉課長（山田秀夫君） お答えいたします。

今ほどご質問のありました築地児童遊園のこの用地でございますが、私たちも地元からの無償譲渡の申請がございまして、現況を確認したところ、当時はこの251番地の1というところと道路用地となっております251の2、これが1筆でございました。これを現況に合わせる形で分筆登記をさせていただきまして、今回無償譲渡します用地、251番地の1について地元の認可地縁団体に譲渡するものでございまして、この251番地の2というものは道路用地ということで私たちは理解し、分筆させていただいたものでございます。

○議長（金光英晴君） 松本正勝君。

○1番（松本正勝君） ちょっと私が尋ねたのは、251番地の2は道路用地になっておるということは当たり前の話で、今現に舗装もされており、道路標識も立っており、道路標示もされております。ずっと道路として私がこれは子供のころからあの辺は遊びの巣でございましたから、当時から道路になっておるので。下の265番地も加茂湖へ通じる道で、これ道路なのです。ですから、この今道路として何十年と使っておるにもかかわらず、こういう図面が出てくるということは、道路として登記してあるのかなのか、それを問うておるわけで、その辺しっかりした返事いただきたいと思います。これ道路でないということ

になって、飛び地みたいに真ん中これ無償譲渡もらったって、後で何かトラブル起きませんか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

これは、あくまで地籍図ですので、1つの土地を分筆をして道路用地となっても、そこには地番が残るものですから、こういう表現になっておりますので、本来であれば、今議員言われたのは、この現況図みたいな図面のほうがわかりよかったのではないかということだというふうに思います。一応分筆をして道路用地ということでご理解いただいて結構です。

○議長（金光英晴君） 松本正勝君。

○1番（松本正勝君） それで、今現在は道路として登記してあるというか、そういうことなのですね。わかりましたけれども、38ページについてこの説明、土地詳細図というのは、これ何のためにこれ取りつけたのですか。恐らく議会に提案するので、皆さん、議員あるいは執行部の方がわかりやすくということで土地詳細図つけたのですが、当然地籍図が何かはわかりませんが、説明のためにつけたのであれば、はっきりした道路は道路というような、今現に地図なんか完全に、ここに住宅地図持っていますが、道路として完全に載っておるので、わざわざわかりにくいようなものを説明書に載せるということは今後いろいろな場面にあるかと思うのですが、ちょっと一考を要したほうがいいのではないですか。あとは所管でやります。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第19号についての質疑を終結いたします。

議案第20号 財産の無償譲渡について（田野浦集落開発センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第20号についての質疑を終結いたします。

議案第21号 財産の無償譲渡について（生活体験学習館、アトリエハウス（あじさい）、アトリエハウス（はまなす））の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第21号についての質疑を終結いたします。

議案第22号 市道路線の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第22号についての質疑を終結いたします。

議案第23号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）についての質疑を許します。

質疑は歳入歳出別とし、歳出はさらに複数の款に分けて行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 歳入ということではないのですが、7ページの継続費の補正と繰越明許費について伺ってよろしいですか。それでは、継続費の補正、両津埠頭地区開発事業が年割額と年度割が変わっておりますね。2年から3年度に年度が延びております。この主な理由、それから年割額を変えた理由についてお伺いしたいし、あと1点は繰越明許費の総額、どのくらいの事業費を24年度に繰越することになるのですか、その総額を教えてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

埠頭地区の開発事業の継続費の変更でございますが、当初23年、24年度で工事をやるということで進んでおりましたが、実施設計等においてのいろいろな協議の中で不測の日数を生じたということでありまして、工事日数がとれないということから、25年度までの3カ年間で工事をやるということになりました。年割額については、ここにありますように、23年度は8,000万ということで、実施設計のみでございます。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 繰越額についてでございますけれども、52件で、金額にしまして30億4,000万ほどになってございます。

○議長（金光英晴君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 今回の繰越明許は、経済対策等で補正で追加したものがなかなか仕事ができないということだろうと思うのです、時間がなくて。それはそれとして、ある程度理解できるわけなのですが、この中で全くいわゆる手つかずといいますか、予算計上したものをそのまま24年度に繰越するというような中身の事業はこの中にあるのでしょうか。あったらどれが該当するか、教えてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

学校教育課のほうでは、9ページの小学校費、金井小学校グラウンド整備事業3億5,640万、金井小学校のプール改築事業1億5,591万6,000円がございまして。これについては、当初24年度、来年度に予定していたのですが、新年度は非常に国の予算がつきにくいというようなこともありまして、国の第3次補正で認めていただいたということで、手つかずの繰越でございます。

○議長（金光英晴君） 児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

繰越明許費、8ページの清掃費、ごみ処理施設管理運営事業493万5,000円の件でございますけれども、これにつきましては佐渡クリーンセンターの可燃ごみ処理施設の1号誘引送風機のインバーターの交換修繕でございますけれども、これにつきましては今年の震災等の関係でもろもろの部品等入荷が予想以上に遅れておりますので、次年度に繰越をさせていただいております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 今回の補正予算が500億ですね、約。そうすると、30億というと繰越明許で6%ぐらいが24年度に繰越されるということですね。そしてまた、24年度当初予算も487億ですか、非常に景気対策等に留意した成果、普通建設事業費等もふえておりますが、この執行が切れ目のないような執行をする必要があると思うのですが、この辺の体制について市長はどのような措置を講ぜられておりますか、お伺いします。

○議長（金光英晴君） 鈴木契約管理主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） お答えいたします。

過去の繰越をちょっと見せていただきますと、昨年、平成22年度の場合ですと、経済対策等さまざまなものがありまして、明許、逡次、事故それぞれ合わせますと61億ほど繰越があったというふうに見えています。ことしに関しては、その繰越のうち、150件ばかり未契約の工事ですけれども、繰越を発注しています。そういった経過がありますので、23年度の繰越につきましては30億程度ということですので、ことしの経過からすれば、やり切れる数字だというふうに思っています。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○契約管理主幹（鈴木一郎君） 早期発注の件ですけれども、これは庁内で早期発注の連絡調整会議を持って23年度はやってきたわけですけれども、24年度につきましてはまだ方向性は定まっていませんけれども、同じような組織をつくって各課連絡調整して発注したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（金光英晴君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 私もこの補正予算については白杵議員が質疑したと同じように、問題意識を持って質疑したいのですが、議会との約束では第1・四半期については空白期が起きないようにということと議会からも申し入れをした形の中で切れ目なく予算執行するようにということでもある一定額、つまり第1・四半期にこなせる程度の金額についての繰越明許については認めるという態度でいるわけですが、この金額、先ほどの説明でいいますと30億4,000万ぐらい、それに継続費が補正の中でそれが年次を越えて組むという中で、この部分をも含めた形で第1・四半期にこなす、あるいはこなそうと思って計画的にずらしたものというのはどれぐらいの額があるのか、教えてください。

○議長（金光英晴君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 第1・四半期にどの程度のものが執行可能かというようなちょっと集計まではしてございませんけれども、今回繰越した中には経済対策等も含まれてございます。特に安全、安心、そうしたものについては年度をまたぎながらの切れ目のない発注をしていくというようなものも含まれてございます。ちょっと集計のほうについては今手元でございますので、申しわけありません。

○議長（金光英晴君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） だから、憂慮しているというのは、その問題なのです。つまり今回の補正で500億を超えた財政規模、実はそれに先ほどの説明でいうと、昨年度の分も60億ぐらい繰越しましたという、そ

の部分の上乗せ部分。今回もだから新年度予算が480ぐらいのところ30億ぐらいが上乗せして、もう既に新年度当初から500億規模の中で具体的には財政がもう設定されているという、この状況の中で執行残が実はやり切れなくて繰越明許されてきているのか、あるいは議会が指摘したように、第1・四半期の空白期をなくすと、これだけの経済不況の中で事業者を泣かせるのではないよということで指摘をした事項としての計画的な第1・四半期の空白期をなくすための繰越の部分というものを全く整然と仕分けられていないということ自体にもう既に執行体制にある種の問題状況が起きてきているというふうに思うのですが、そのことについて本当に計画的にこれだけの事業を第1・四半期にこなすというふうに考えておらなかったのですか。

○議長（金光英晴君） 質疑の途中ですが、ここでこの質疑を継続したまま昼食休憩といたします。

正 午 休 憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（金光英晴君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

田中議員の2回目の質疑が終わった段階で休憩に入っておりますので、答弁からお願いいたします。

鈴木契約管理主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） お答えいたします。

繰越事業費の中には、契約して現在工事中となっていて、積雪等によって工事が進まないということで繰越しているものもありますし、今後今年度中に発注して工事そのものは新年度のほうへ繰越するというようなものや、新年度に入ってから発注するというようなものが入っています。それで、そのこと、内容がまだ明らかになっていませんので、今後早急に各課からその情報を得ながら、また新年度予算、当初予算分も工事ありますので、そういった兼ね合いもありますので、それらを兼ね合わせて早期発注連絡調整会議を立ち上げて対応したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 田中 文夫君。

○15番（田中 文夫君） 少なくともこれは議会の総意として決算審査で申し入れをして、その旨の都合を図るということで来たことなので、必ず約束を守っていただきたい。当然のことながら、繰越明許だけではなくて、継続事業についても組み替えをしたものが全部24年度にかなりの額が流れ込んできているわけですから、もう足出しはしてあるわけですから、努力次第で四半期をきちんと切り抜けるだけの事業については出発できると思われまますので、ぜひその辺については努力をしていただきたいということを申し添えて終わります。

○議長（金光英晴君） 中川 直美君。

○2番（中川 直美君） 同じく今の件ですが、例えば過去22年度が経済対策が瀬戸際になってきて云々という部分はわかるのですが、例えばこの繰越、今ほどの答弁ですと、内容が明らかになっていないけれども、繰越明許にしたというのは、これちょっと財政上問題あるのではないですか。ご承知のとおり財政規律というのは、繰越明許というのは本来こんなふうに対応すべきものではないはずで、先ほどの答弁ですと、内容が明らかになっていないものがあると。これどういうことですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 各課において繰越す事業については、限度額も今予算に示されておりますように、それについては決まっております。ただ、実際にその限度額内で幾らの部分を繰越すかというような部分について、まだ集約がし切れていないという部分があるということです。あと、確かに経済対策等の関係ございます。今回の繰越の中にも経済対策、これは秋口に市が独自に打った経済対策の繰越している部分もまじっております。そうした要因もあって、金額的には30億という繰越額になっておりますけれども、明細については全くわかっていないということではなくて、各課のそれぞれのものを集約を今後して進めていくというようなことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） そもそも論ですが、そうすると繰越明許というのは厳格な定義がありますよね。その定義にきちんとこれ当てはまっているということを今言ったのだらうと思うのですが、これ議長のほうになるのかもしれませんが、詳しい中身の資料について後日出させるように議長にもお願いをしたいし、厳格に繰越明許の規定に合っていて、先ほどの答弁だと、内容が明らかになっていないものがあるというのは財務課長が言った中身であって、厳格な定義に沿った中身になっているという理解でよろしいですね。資料のほうはよろしく。

○議長（金光英晴君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） それぞれ理由があってこの繰越明許をしてございます。予算書上は、その理由のところまでは個別にももちろん書いてあるわけではございませんけれども、それぞれに理由づけがあってしている繰越明許でございます。資料等の要求があれば、それは出したいと思っております。

○議長（金光英晴君） 中川議員から資料の要求がございましたので、それにつきましては執行部のほうに私のほうから申し入れいたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について、まず1款議会費から2款総務費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費から4款衛生費までの質疑を許します。

臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 35ページの次期最終処分場選定業務委託料減にしておりますが、業務委託は完成したのでしょうか。どんな内容、もし差しさわりのなかったら候補地が何カ所とか、そういう具体的なものをお聞かせいただければありがたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

この次期最終処分場の選定業務の委託料の減につきましては、これは請負差金による減でございます。  
あと、成果についてまだこれからでございますので、今ここではまだ報告はできません。  
以上でございます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、5款労働費から6款農林水産業費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費から8款土木費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費から10款教育費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、11款災害復旧費から12款公債費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号についての質疑を終結いたします。

これ以降の補正予算については、歳入歳出一括でお願いいたします。

議案第24号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第24号についての質疑を終結いたします。

議案第25号 平成23年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第25号についての質疑を終結いたします。

議案第26号 平成23年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第26号についての質疑を終結いたします。

議案第27号 平成23年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 先ほどの一般会計の補正と同じですが、繰越明許費、115ページですね、この進捗状況、今どのくらいが進捗されておって、24年度にここに4カ所ほど載っておりますが、繰越するような形

になるのでしょうか。この箇所ごとにおよその現在の進捗率等お聞かせいただきたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） お答えいたします。

115ページの繰越明許のことですが、西三川、真野南部の簡易水道統合整備事業、このことについては進捗率、今5割、6割ぐらいと認識しておりますが、あと小木地区の基幹改良事業につきましては繰越が6,500万でございますので、ほとんどいいところまで終わっているのですが、いろいろの条件がありまして、繰越をしたものでございます。統合簡水の赤泊でございますが、これについても諸条件の調整のために繰越したもので、ほとんど完了に向かっております。それと、市単独事業でございますが、若干の関係工事の関係で遅れて繰越ということでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 今お聞きしますと、西三川、真野南部地区の簡易水道事業以外はおおむね終わりに近づいておるといふふうに伺ったわけですが、西三川、真野南部地区についてはいつごろ完成する予定ですか、繰越明許にされた後。

○議長（金光英晴君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） お答えします。

西三川、南部の統合につきましては広範囲ということでございますので、施設が点在ということでございます。今のところ8年ということでございますが、それが最終の完了年度はまだ検討中でございます……

○4番（白杵克身君） 今、予算に計上されているものはいつ終わるのですか。

○上下水道課長（和倉永久君） 平成24年の年内中を目標に完了したいと考えております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第27号についての質疑を終結いたします。

議案第28号 平成23年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第28号についての質疑を終結いたします。

議案第29号 平成23年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第29号についての質疑を終結いたします。

議案第30号 平成23年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第30号についての質疑を終結いたします。

議案第31号 平成23年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第31号についての質疑を終結いたします。

議案第32号 平成23年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第32号についての質疑を終結いたします。

議案第33号 平成23年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第33号についての質疑を終結いたします。

議案第34号 平成23年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第34号についての質疑を終結いたします。

これより平成24年度予算の質疑に入ります。

一般会計については歳入歳出別とし、歳出はさらに款ごとに分けて行いますが、特別会計及び企業会計については歳入歳出一括でお願いいたします。

議案第35号 平成24年度佐渡市一般会計予算について、まず歳入についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 14ページのほうがわかりやすいかと思います。市税の収入の部でございますが、固定資産税の減額が1億6,000万というふうな形で、約6%台の下落であります。これは、評価替で生じたものなのか、その他ほかの感覚でこういうふうになったのか、その辺のところを聞かせてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

議員が今ほど言われましたように、24年は評価替の年であります。それで、全般的に家屋の評価の減価が一番大きな原因ですけれども、そのほかに宅地の下落の分もございまして、それで、今ほどお話ありましたように、6%の減ということになります。内容ですけれども、土地につきましては宅地の下落傾向が現在続いております。それと、家屋については建築資材の価格が下落しておるため、家屋の再建築価格の下落修正が行われたことによる減が固定資産税の中では一番大きなものとなっております。また、償却資産につきましても設備投資等の減少がありまして、その分の価格も下落しておるという状況でこういう結果となりました。

以上です。

○議長（金光英晴君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 実は、私は商業地の地価の下落が大きな原因かなというふうに感じていたのですが、宅地の下落が多い。それから、家屋の建築費の下落、これで評価基準が下がってきた、こういうふうな形ですが、商業地の下落幅というのはどのようにとらえているのか。というのは、これは商売やっている人だったら、昔ほどと違って担保価値はそんなにないわけですが、やはり地価の変動ということについては一番敏感な点であるだけに、その辺のところは商業地の下落幅が大きいのか小さいのかということもやっぱり気になるところでございますので、その辺のところはどうなのか。このままの形でいくと、自主財源である税収が市の将来ビジョンよりも早いスピードで減額していっているというふうな形が考えられるのかどうか、その辺もあわせてお知らせください。

○議長（金光英晴君） 田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

土地につきましては、この16年ほどずっと減少傾向が続いておりまして、宅地につきましては、昨年度との比較ですけれども、3%ぐらい宅地下がっておりますし、今ほどの商業地につきましてもそれを少し上回る形で下落が続いております。議員ご指摘のように、将来ビジョンの関係の税の関係ですが、今回固定資産税が1億6,000万ぐらい、建物の部分ですけれども、減るという状況で、その分まではいきませんが、そっくり将来ビジョンの財源に穴があくというような状況で24年度の予算を迎えました。

以上です。

○議長（金光英晴君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 税収が下がるということは、すべての点でまちあるいは島に勢いがなくなってきているというふうな形に反映されるかと思うのです。それだけに各課がやはり税収アップを図るような施策、これがやっぱり全体で考えていくべきことだろうと思います。そうでないと、やっぱり将来の市将来ビジョンに対して大きなマイナス面が出てくる可能性がございますので、その辺のことについて各課で十分検討されているのかどうか、それだけ聞かせていただければ終わります。

○議長（金光英晴君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） お答えします。

新たな政策というのは今回のせておりませんが、23年度までに取り組んできた政策につきましては、当然その1次産業の振興、観光等交流人口の拡大を目指した取り組みをそのまま続けた形で24年度に計上しているという状況でございます。

○議長（金光英晴君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 二、三お伺いしたいのですが、まず1点目は8ページの債務負担行為の設定ですが、おおさど丸代替船建造に係る佐渡汽船株式会社への補助金59億3,000万とありますが、航路問題特別委員会でも審査されておるようですが、これの全体像、詳しいものが煮詰まったのであれば資料として提出を願いたいし、今ここでお示しをいただきたい。

それから、2点目ですが、38ページ、39ページなのですが、これは質疑というより、私の少し意見になるかもわかりませんが、4目の商工費の貸付金元利収入の中に、その節の中で3節から5節までは、これ

はこの商工費貸付金元利収入として計上するのが妥当かどうかちょっと違和感を感じるのですが、新たな目が必要ではないかと思うのですが、その点をお伺いしたいし、それからもう一点ですが、45ページ、地方債の起債の発行について、このたびたしか国のほうでは地方債の事前協議制度というものを変更したというふうに承っておりますが、当然佐渡市の場合はそれにまだ該当するには至っていないと思うのですが、その辺の事情がわかったら伊貝課長からお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 私のほうからは、債務負担行為の関係について説明いたします。

本年度から基本設計ということで、7,000万円です。今実施しております。工期は3月いっぱいということで、現在まだ成果としては出ておりません。現在の進捗としましては、一般配置図、中央断面図等の各種図面の作成、こういったものについては80%程度の進捗であるというふうに聞いております。1月に航路問題特別委員会がありまして、それ以降降水槽試験のほうを実施しております。まだデータ等の解析中ということでありまして、まだ成果としては出てきておりませんが、3月の中旬ぐらいにはある程度の安定性能等についてお示しいただけるものというふうに考えております。現段階では、そういうことでございます。

○議長（金光英晴君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

貸付金の元利収入のことでお問い合わせありました。まず、金融機関に佐渡市の制度融資の預託金として、年度当初に預託額を昨年の年度末の償還残高を予測しながら毎年預託を行うという作業を行っております。年度当初になりますと、当然年度末で決済預金ですから、利息はつきませんが……

○4番（臼杵克身君） 中身は聞いたから、中身はいいので、予算の計上の仕方がおかしいのではないかと。

○観光商工課長（伊藤俊之君） 歳出で預託金を出していきます。

○4番（臼杵克身君） そういう中身ではない。要はほかの目的別にいけば、産育とか住宅とか、そういうのは本当は土木費なり、あるいは教育費というような、そういう名目の貸付金元利収入になるべきではないかということです。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

今産業育成資金、産業振興資金、それから住宅の促進の資金をやっていますけれども、これは商工業、中小企業に対する貸し付けが主なものでございますので、商工費のほうで取り扱うのが一般的だというふうに思っております。

○議長（金光英晴君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 地方債の今現在協議制度がございしますが、これにつきまして24年度から一部制度の改正が行われます。今わかっておりますのは、借り入れ先が民間の起債事業につきましては、これまで県知事あてに起債協議を行ってきて、その同意をもらっていたわけですが、この手続を省略しまして、要は協議ではなくて、届け出をもって借り入れを可能にするという改正がされる予定でございます。そうしますと、県からの同意書というものは恐らく今後なくなる、民間からの借り入れについては今後なくなる。なぜこういうこと、制度を改正するのかというのは、国の説明で言えば、地方公共団体の自主性、自立性を高めるという観点から、それとあとは手続的な簡素化という面があるというふうに聞

いております。その要件としまして、実質公債費比率が16%未満、ただし24年度については初年度でもありますので、14%未満ということですので、佐渡市の場合には今14.7というのが実質公債費比率でございますので、24年度についてはこの14%未満にちょっとひっかかって該当になりませんが、25年度以降についてはこの16%未満ということ、それからもう一つの要件、将来負担比率200%以下というのはクリアしておりますので、25年度からはこの届け出制というものが該当になってくるだろうと思います。ただ、国のこの改正を受けて佐渡市どれだけのメリットが出てくるのかということを実務的にちょっと我々考えた場合に、それほど今までの協議制と大きく変わるというようなところというのは、制度そのものの性格は変わりますが、大きくは余り変わらないのかなというふうな気持ちは持っております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 債務負担行為のこの59億3,000万というのは、今の段階での限度額だと思うのですが、これ以上ふえるというような見込みはないのですか、その辺ちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（金光英晴君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） お答えします。

ふえる見込みはないという前提で作業を進めております。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） ページ数でいいますと、16ページの地方交付税についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

地方交付税、その年によって大分中身が変わるわけでありまして。今年度どのように変わるかと言われると、ご承知のとおり通常収支分と東日本大震災分ということになって2本立てになっているというのが今年度の大きな特徴で、さらに復旧復興事業というのと被災地でないところの、つまり佐渡市みたいなところは緊急防災・減災事業という部分があるかというふうに思うのです。その辺のぐあいと一体どうなるのか、どのように見通しているのか、お尋ねをしたいと思います。

2点目は、地方交付税そのものは前年度並みに確保した微増になってはいますが、地方交付税を見る場合に地方交付税と臨時財政対策債、これ2つあわせたもので見ないといけないと思うのですが、その辺での予測はどのようになっていますか。

3点目です。一定程度の地方交付税制度の手直しがされてこの間来て、小さな自治体は大分よくなってきたのだけれども、今年度は新たな地域経済基盤強化・雇用等対策費というそうではありますが、この部分の影響はどのようになりますか。というのは、この間の交付税制度の手直しの中では、佐渡市へ来る財源というのはかなり大きかったわけですね。今年度はどのようになるというふうに見ているか、お尋ねをしておきたいと思う。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） まず、交付税関係からお答えいたします。

交付税関係につきましては、地方財政計画の上では、先ほど議員言われましたように、通常収支分と東日本の分と地方財政計画の上で分けて計画を立てておるわけですが、その通常収支の分でいいです。

と、我々の交付税の関係については地方財政計画の上で0.5%の増と、それから一方臨時財政対策債のほうについてはマイナス0.4%の減ということになっております。これらを両者あわせて考えてみた場合には、2つ合わせてほぼ23年度程度というぐらいの今見込みを持っております。

それから、新しい制度の交付税内容の変更ということで話がされました。今度新たな交付税算定の項目の中で、地域経済雇用対策費というものが設けられます。一方、それにかわりまして、従来ありました地方再生対策費及び雇用対策地域資源活用推進費、この2つの項目がなくなります。この2つの項目がなくなる影響と新たにできるこの地域経済雇用対策費との兼ね合いを我々内部で試算をしてみますと、ほぼ2つの項目の落ちる分がそのまま需要額の上では新しいところに金額的には上がってくるという試算を今しております。大体そんな感じだったでしょうか。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 財務課でいうと、地方交付税というのは一般財源なのだから、自由に使える金だというふうに言いますし、一般的にはそう言われているのですが、ただ、課長言いませんでしたが、この復旧復興事業の部分で佐渡市みたいなところに来るのについては緊急の防災と減災事業にやるべきだという中身があるわけですから、当然今年度はやっぱり交付税なのだけれども、このことによって算定されているという以上は、そういった方向にもきちんとウエートを置いていく必要があるのではないかというふうに思うのですが、その点はどうかというのが1点。

2点目は、その新しい費目よっての算定で前年度並みということなのですが、例えば地域経済雇用対策費で言えば、第2次産業の比率が加味されますよね。これまでは、第1次産業とか高齢者人口とかだったのだけれども、今度は第2次産業が加味されるという点でいうと、全国配分でいうと、佐渡市はちょっと不利なのかなというふうに私は思っていたのですが、先ほどのお話ですと、行って来いでとんとんかなということですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（金光英晴君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 交付税の改正内容等に沿った予算措置ということを心がけていきたいというふうに考えます。

それから、あと何だったでしょうか。

○2番（中川直美君） とんとんでいいのか、第2次産業なのですが。

○財務課長（伊貝秀一君） 新しい項目の関係については、今お話しされた点を試算したもので、いわゆる減る分とふえる分が同額ということで、そういう理解で構いません。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について、まず1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 4点ほどお尋ねをいたします。

1点は、ページ数でいきますと63ページ、佐渡汽船の建造船の関係の航路の件ですが、3.4億円。特別委員会もつくって議会でもやっているわけですが、具体的にどのようになって、どのような形で計上され

たのかお尋ねをしておきたいのが1点です。

2点目は、先ほどの財務課長の答弁ともかかわるのですが、ページ数でいいますと70ページ、73ページの防災対策費の関係です。これ見てみますと、1つはさらっと一般的なものしかない。3.11東日本大震災を受ければ、やはりやっていくべき点があるのだと。これは、だれが市長になろうかなるまいが、先ほどの話ではないけれども、国の予算の仕組みから見ても、もうちょっとこれ私は独自施策というのかな、防災に関しては要るのではなかったのかという点をお尋ねしておきたい。

同じくその防災の関係では、各戸に受信機を配るという情報システムの関係ですが、これはどのように東日本大震災の教訓を生かされたのか。つまり佐渡市がこれ取り組んだのは、3.11前から取り組んでいるわけなのだけれども、3.11を経て情報通信のあり方についてもいろんな提言やいろんな教訓が生まれています。私の感じでは、もしかすると古いスタイルの情報伝達のシステムになってしまうのかなというふうに思っているのですが、その辺はどのようになっているか。

最後ですが、ページ数では67ページの北埠頭の関係です。継続費の関係もあったのですが、具体的に本当に地域住民や佐渡に有意義な中身になっているのかどうなのか。過去の議論については、一定程度は承知をしているのですが、その後大きな変更があったのかなかったのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 航路の関係の3億4,300万についてご説明いたします。

全体の計画としましては、23年度から25年度までの3カ年で60億という事業費については当初から変わっておりません。本年度、23年度7,000万の事業費ということで、残る59億3,000万円が先ほどの債務負担行為としてお願いをするものであります。24年度の3億4,300万、この内容については本年度実施をしております基本設計を受けて詳細な設計及び建造に入りたいということでありまして、詳細設計及び建造が一連の工程の中で進む関係上、債務負担行為の議決をお願いしているということでありまして。なお、24年度の事業費の範囲でありますけれども、船舶の実際の建造に入りましてから、いわゆる鉄骨といいますか、鋼材の発注をし、一部のブロックヤードといいますか、ブロック単位でつくって溶接をしていきますけれども、一部の範囲で3億4,300万の検収をして、24年度は竣工したいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 本問危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） それでは、私のほうから防災対策費の関係ご説明申し上げます。

東日本大震災の教訓を得て今年度新たに項目として設けたものなのですが、73ページをごらんになっていただきたいと思っております。上からちょうど真ん中辺にございます指定避難所看板設置工事3,780万、その下の機械器具購入費2,800万、これにつきましては80カ所の広域避難所の看板設置、それから市内50カ所に、これはいわゆる人の集まる地域あるいは観光拠点地点、ここに指定避難所の案内看板を設置することでこの工事費を盛りさせていただきました。それから、その下の機械器具購入費、これにつきましては広域避難所80カ所に発電機を設置するというもので2,800万を計上させていただいております。また、今回の11号補正の関係で、今市が持っておりますデジタル防災行政無線の移動系、いわゆる携帯型と固定型、これの増設を今回の補正で盛りさせていただきました。これは、国の3次補正で緊急防災・減災事業債を使うものです。

それから、もう一点、緊急情報伝達システム、これは今回、東日本大震災、非常に防災行政無線の機能というのが脚光を浴びました。しかしながら、防災行政無線も議員ご指摘のこのシステムは古いのではないかというご指摘もございましたが、防災行政無線のかわるものとして佐渡の地形、これは山間地が多い、入り組んだ入江等が多いということで、無線ですと、どうしてもその補完する部分が必要になってくるということでございます。ケーブルテレビを使った有線というのは、確実に情報を送ることができる。それから、このケーブルテレビにつきましては一方が断線しても他方から回るとのこと、そういうメリットもございます。そういう部分で、最終的には防災行政無線と比較して既存のインフラを使ったシステムということで、ケーブルテレビ回線を使った緊急情報伝達システムを構築するという決定がなされた経緯がございます。これは、前々から有線を使ったシステムというのは古くからあるものですが、これがどんどん年々新しくなっておりますので、決して型式は古いものではなく、確実に情報の伝達できるものであるということで考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

両津港の埠頭地区の開発事業のことでございますが、佐渡市の玄関口としてふさわしいシンボリックな建物ということで計画をしております。委員会のご意見をいただきまして、当初の2階の分を若干変更させていただきまして、展示室ということで計画をしておりますし、またその施設においてはいろいろな催事もできるような計画をしておりますので、これから完成の後には皆さんがよりよく利用できる施設と考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費の質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 民生費、95ページ、高齢者共同住宅（しいの実苑）運営事業費について、議長、95ページと97ページの老人クラブ活動事業について、2項目聞きたいので、1回1回やりたいのですが、いいですか。だめ。

○議長（金光英晴君） 3回までいいですよ。

○13番（中村良夫君） では、1つ、高齢者のしいの実苑のほうから。ここは、両津地区椎泊にあるのです。ひとり暮らしのお年寄りがお互いに助け合いながら共同で生活する高齢者共同住宅であります。平成23年度と今回の24年度ですか、この95ページに載っていますけれども、運営事業費予算を比較しますと、何と46%減であります。259万6,000円です。なぜ46%も減にされたのか、高齢福祉課長、きちっと答弁なさい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えをさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のしいの実苑のことでございます。これにつきましては、昨年の夏ごろからでしょうか、入居者がいなくなりまして、ゼロということになっております。私どもも何とかして地元でせっかくの住宅でございますので、利用していただきたいということで募集をしておりますが、問い合わせ等ありまして、いいところまでいくのですけれども、なかなか物にならないというのが現状でございます。ことしでございますが、24年度、ことし夏を迎えますと約1年ということでございますので、何とかそのあたりまで頑張ってお募をして人を入居させたいということもでございます。その関連で予算のほうはとりあえず半年予算計上させていただきました。何とかそのあたりで新しい人を入居させたいと思っております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私は、昨年の決算審査特別委員会でもこのことについて質疑、指摘をさせていただきました。まず、課長、しいの実苑の入居者の条件、これどうなっているのか。また、この施設の概要、宣伝も含めてまずこの1点お聞きします。

それとあわせて、この住宅へ入る入居者条件を今よりもやわらかく広げて入居しやすいようにしたらどうかと私は前向きに提案しましたけれども、入居できるように対応しているのかどうか、この2点お聞きします。

○議長（金光英晴君） 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えをさせていただきたいと思います。

高齢者住宅につきましては、ひとり暮らしのお年寄りがお互いに助け合いながら共同生活するというところでございまして、入居者の条件といたしまして、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方ということでございます。施設の概要でございますが、椎泊にございまして、定員が6名でございます。部屋の広さがそれぞれ和室で6畳間が5室、10畳間が1室でございます。そのような形で使用料がそれぞれ2万円、2万5,000円ということで、月額で光熱費込みという形になっております。この関係でございますが、昨年来なかなか人が集まりませんでしたので、私ども地元のほうへお邪魔をいたしまして、何とか皆さんからリピーターになっていただいております。お願いをしたいと思いますということを集落の説明会等でお願いをいたしました。ですが、なかなか現実的には、問い合わせ等もありますが、うまくいっていないということでございます。中村議員のほうからもご意見として、今の住宅のほうを何とかもう少し基準をやわらかくしてというようなご意見もいただきましたが、今のところ問い合わせ等も、住宅の関係で何とか入りたいという方も二、三人おまして、それは結果的には結果に結びついておりませんが、そういう問い合わせがあることをまず目の前に置きまして、今の基準で人のほうを探してみたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 課長、この住宅は立派な佐渡市唯一の高齢者共同住宅であります。事業を進めるには、きちっと目標を持つことは私大事だと思います。そこで、空き部屋を、空き部屋と言ってしまうと失礼ですけれども、有効利用するだとか、困っている方々に入っていただくとか、やっぱり柔軟にやっていただきたいと。一、二カ月で入居者を決めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） ちょっとそのしいの実苑のことでお聞きをしたいのです。これは、一定の制約があるために非常に困難さがあるのです。ところが、一方では市営住宅の状況はどうかといえば、まだ足りないという状況があるわけでございます。そこで、具体的に提案を申し上げたいのだが、今の制度ではない形にして今後、今すぐできるということではないのですよ。検討しておかないと24年度は半年の予算は組んであるが、その後は消滅と、こうなるおそれがあるのです。そこで、行政のほうではこれに対する次の対策というものを考えておるかどうか、お聞きをいたします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 加賀議員のお尋ねにお答えをさせていただきたいと思います。

私ども予算上は半年ということでございますが、6月、7月ぐらいまで一応のめどで募集に努めたいと思っております。

もう一つの案がないのかどうかということでございますが、これにつきましては集落説明等の中では地元の中で、あそこの地域の中では公民館が大部老朽化しているということで、地元の集落としてそういうものを活用できないかというお話も出ております。それらを参考にいたしながら、6月、7月ぐらいまででどういう対応をとったらいいかということも考えていきたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） もともとは、あれは診療所の建物なのです。椎泊診療所と言われたものなのです。それで、医師がおらなくなって今の制度になったわけなのです。そこで、椎泊の公民館というのがすぐ隣にあるのです。だから、それは地域の人に言わせれば、公民館として活用できないかというのは素朴な意見としてはあるのです。しかし、お年寄りのための住宅という性格を持っておるわけですから、集落にもうだめだから丸投げするわと言え、今みたいな意見になるので、そうではなくて、あくまでも行政がお年寄りの住まいとしてこれを続けていくという何らかの方策がないかということなのです。今のしいの実苑というのは制約がありまして、ひとり暮らしだとか何だとかと制約があって、うまく活用できない面があるのです。だから、そういう点を改善して、別の方法であれを利用していただくという方法はないのかどうか。集落にどうすればいいかやと投げかければ、公民館にしようかというようなのが一般的に出てくる発想なのです。それでは行政の意味はなさないのか、行政として何か考えるところはないのか。そこに総合政策課なんていうのがおる。小林課長あたりが知恵を出してはいないか、改めて聞いておきます。

○議長（金光英晴君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） お答えいたします。

12月議会のときに議員からご提案がありました高齢者の住宅、共同住宅というふうなご提案がありましたが、恐らくそのことを今おっしゃられているのではないかと思います。現在のところ、そのしいの実苑についてはそういう方向で検討はした事実はございませんので、今後それも含めて協議をしてみたいというふうを考えております。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） そうだ。ようやく明かりが見えてきた。さっきので終わると、椎泊の公民館にされるおそれがある。それではだめなので、今小林課長が答弁したような方向でこれは発展的に検討してもらいたいということを申し上げて質疑を終わります。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、5款労働費及び6款農林水産業費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費の質疑を許します。

臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 189ページの道路橋りょう維持費、その中の社会資本整備総合交付金事業、橋梁の長寿命化修繕計画策定ということについてお聞きしたいと。これについては3,630万ほどあるわけですが、全体的にどのくらいの橋梁が今あるのか。それから、その橋梁の中で一番古い橋梁は何年くらいたっておるのか、もしおわかりでしたら。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

今この部分の橋梁の部分の話だと思うのですが、今やっている部分は、その部分の長寿命化に向けた委託等でありまして、ほとんどが道路であります。

それで、橋梁の私一番古いのが何年かというのはちょっと承知しておりません。

○4番（臼杵克身君） 対象になる橋梁の数はどれくらいあるのか。

○建設課長（石塚道夫君） ちょっとお待ちください。

○議長（金光英晴君） 暫時休憩します。

午後 2時33分 休憩

---

午後 2時42分 再開

○議長（金光英晴君） 再開いたします。

答弁を許します。

石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） それでは、長寿命化修繕計画のこの委託の部分ですが、対象となる橋は660橋で、内訳としましては点検をする橋が310、残り350が計画策定ということになっております。

それと、先ほどの一番古い橋の関係ですが、1954年ですので、57年ぐらいたったものが今一番古いということになっております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） そうすると、長寿命化のための点検をされると、それから計画策定も行うということですが、それから先の考え方というのはどうなる。例えば私の考えですが、既にもう60年近くたっているのがあるわけです。1橋古いのが今さっき57年ぐらいたっていると。そうすると、これやはり鉄骨等の橋梁であっても、やっぱり老朽化して架け替えする事態が将来一時的に集中して発生する可能性があるわけです。そうすると、今からそういう準備を進めるべき、ということは、例えばそういう基金を造成するとか、そういう対策というのは今から考えるべきだと思いますが、それはどういうふうに考えていますか。

○議長（金光英晴君） 石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

先ほど委託の関係お話ししましたけれども、これがまだ来年度、25年度も続きます。そういう中で、全体像を把握して、その上で今度は国からのまた交付金等いただいて修繕していくと。ただ、まだ委託にかけている段階なので、全体像が見えていませんので、見えたらそういう計画をしっかりと立てて、順序立てて修繕をしていくと。中には、おっしゃられるとおり、もう架け替えをしなければいけないという判断が出るかもわかりませんが、まだそこまでの結論は出ていないということでご理解ください。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 調査をしてからということですが、57年、60年近い、あるいはまだ30年以上という橋梁はたしかいっぱいあると思うのです、私の感覚的に考えても。そうすると、やはりそれが耐用年数超えたときには一時的に財政負担になりますから、今からその財源対策というものは考えていただきたいし、その考え方についてももう一度お聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） 今のところは、まずしっかりと調査をして、長期の計画をしっかりとつくって、その上でどういう財源でやっていくか計画を立てさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） ページ数でいきますと198、住宅建設費の関係でお尋ねをいたします。

耐震診断改修の事業です。以前にもお話をしておりますが、県内でもこの木造住宅の耐震診断あるいは補助については県内の中でも最も低い部類になっているということで、私は改善すべきだというふうに思っているのですが、ちなみにこの予算で何軒分を予定していますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

耐震診断のほうが3軒、耐震改修のほうが、これも3軒予定しております。

- 議長（金光英晴君） 中川直美君。
- 2番（中川直美君） 先ほど歳入のほうでも言いましたが、交付税でいうと減災、防災の部分をやっぱり充実しろということで、これまでの県内の事例を見ても佐渡市が低い、毎年3軒か2軒なのです、やっても。これは、新規事業でも何でもないと思うのですが、そういう意味では市長、今のこの3軒というのはちょっと少ないというふうに思いませんか。
- 議長（金光英晴君） 高野市長。
- 市長（高野宏一郎君） 実績から見てそういう数字を出したので、いずれにしても新しい体制になってからやらせていただければと思います。
- 議長（金光英晴君） 中川直美君。
- 2番（中川直美君） 新しい体制は、もっと抜本的にやるのだらうと思うのですが、3.11以降この木造住宅の耐震診断、地震が来れば家屋が倒れて事故や死亡になるというのがこれ常識で、全国的にはかさ上げしても大いに進めているというところがあるので、もういない市長に期待をしてもだめなので、終わります。
- 議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。  
次に、9款消防費の質疑を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。  
次に、10款教育費の質疑を許します。  
中村良夫君。
- 13番（中村良夫君） 教育費でも231ページ、集会施設改修補助金について質疑をします。  
地域にある集会所、公民館改修助成についてだと思うのですがけれども、集落や公民館分館から、地域業者から大変好評で、それにこたえた平成23年度からの継続された事業だと私は理解をしていますけれども、そこでこの改修助成は23年同様に、内容ですけれども、補助率4分の3、限度額が1施設100万円の市民から好評にこたえる内容なのですかと、これまず1点お聞きします。
- 議長（金光英晴君） 答弁を許します。  
渡邊社会教育課長。
- 社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。  
昨年は、経済対策という形での実施をやりましたけれども、今回は単独事業ということで、昨年の要綱に同様に引き続いて実施するものであります。  
以上です。
- 議長（金光英晴君） 中村良夫君。
- 13番（中村良夫君） 2回目ですけれども、この23年度見ますと1億円の予算で、162件の申請がありまして、132施設の改修に助成をされました。この24年度は、今度は5,000万円、1億の半分ですけれども、5,000万円で何件、何施設分と考えているのでしょうか。

○議長（金光英晴君） 渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

限度額が100万という上限を設けておりますので、その数からいうと、一応50施設を予定しております。  
以上です。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 最後ですけれども、集会所とご案内のように公民館などは、いざとなれば避難所になるところであります。ご案内のように。だから、改修が必要なところはすべてやったらどうでしょうか。

○議長（金光英晴君） 渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

すべてというお尋ねでありますけれども、これは財政計画もありますし、市の単独事業になるということで、財務課とは一応3年を継続とということで実施をしていく予定で、あくまでも5,000万円で昨年に引き続いて緊急性を重視した上での対象施設として考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第35号 平成24年度一般会計予算についての質疑を終結いたします。

議案第36号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） まず、歳出の関係でお尋ねをいたします。

職員を6人から5人ということになっているのですが、これでやっていけるのですかということです。つまり何言いたいかということ、経済状況厳しいですから、なかなか高い国保税払えないような方にきちんとやっぱり対応していくには一定程度の人員もないとこれやっていけないし、今でもあっぶあっぶではないのかなというふうに思うのですが、その点どうなのかが1点。

それと、もう一点ですが、国民健康保険自体これ本算定ではありませんから、確固としたことは言えませんが、少なくともこれまで課長の言ったことでいいますと、加入者の負担抑えるためには一般会計からの繰入も今後検討しなければならないというふうに昨年度来言っていたわけですが、その辺はどう考えているのか。

3点目です。予算の概要の説明の中に、予定をされている制度改定を踏まえたというふうになっています。見てもわかるように、国庫負担割合が34%から32%に下がると。そして、県の支出金が7%から9%まで上がるというふうになっているわけです。わかりやすく言えば、これはどういうことかといえば、国が本来持つべき負担をさらに減らすという流れ、あるいは国保の広域化との関係をにらむと、国の責任がどんどん後退していったって、その負担が市町村や加入者負担にはね返ってくるのではないかというふうに思

うのですが、その辺はどのようにとらえているのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

1点目の職員の数でございますけれども、23年度につきましては当初予算で6人と前年度の数を見計上しておりましたけれども、23年度から5人体制ということでございまして、当初予算で比べると6対5ということで1人減ということですが、実質は今年度と同じ状況でございます。

それから、2点目の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（川上達也君） 済みません。失礼しました。国保税の一般会計からの繰入というお話ですが、これにつきましてはこういった財政支援を一般会計からいただいているような自治体は数多くございますけれども、佐渡市としては今まで基金の取り崩しとか繰越金の剰余金で国保のやりくりをしておりましたけれども、そういった一般財源からの繰入も手段としては考えられますけれども、これは新しい市長のもとでまた検討していきたいと思っております。

それから、3つ目の24年度におきます制度改革の関係で、国庫負担と県の調整交付金を2%プラス、マイナスがあるということですが、それは先ほど議員がおっしゃられたように、国保の広域化という形で国のほうで県のほうに財政負担を持ってくるというような内容で、おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 職員の関係ですが、現行5人なのだけれども、5人でも今実際問題、例えばさっき言った国保税の滞納で、国民健康保険法に基づいてその保険証をどうするかという対応も十分できていないでしょう。そういった中で、やっぱり今の現行の5人というのは私少ないのではないかと思うのだけれども、課長は今でも十分だという答弁だったと思うのですが、それでいいのか。

2点目です。基金がありませんから、もうなくなっていますから、このままでいったら24年度の国民健康保険税は、今でも過去最高の高額なのに、今以上の高額になるというふうに私は見通しているのですが、課長はどのように考えていますか。制度改革については、課長の言ったことで置いておきますが、この2点お尋ねします。

○議長（金光英晴君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

確かに職員数は5人ということで、今言われましたような形で保険税の滞納関係で保険証の発行しないというようなその確認ということで手薄になっているのではないかとございまして、確かに人間は少なくなっておりますけれども、保険税の収納に関しましては税の徴収部門と一緒に把握に努めておりますので、何とか努力したいと思っております。

それから、国保税の……

○2番（中川直美君） 基金から繰入しないと、国保上げざるを得ないでしょう。

○市民生活課長（川上達也君） はい。先ほども申しましたように、確かに国保税を上げるか上げないかと

いうのは、今現在確定申告の最中でございますけれども、市民の市民税の所得が確定しない、それから23年度の剰余金がどうなるかというようなことも含めまして検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 声もありましたが、もちろん本算定なのですが、課長、市民税がどう確定しようが、どれだけ剰余金が出るのだから知りませんが、私はほとんど出ないと思って見えていますけれども、大体もう年度末に来て見通しできるわけです。このまま一般会計から繰入をしなかったら、今でも過去最高の国保税なのに、これ以上上がるというふうに見通すのが普通ではないですか。そのようには課長はとらえておらずに、剰余金とかが出て今より現状並み、もしくは引き下がる可能性があるというふうに見ているというふうな今の答弁は聞こえたのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（金光英晴君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

私が今申しましたのは、見通しとしては確かに議員おっしゃるような面もございますけれども、その対策としましては、今のところ様子を見て判断したいということでございます。確かに今の情勢ですと、負担者の方にお願ひする部分も出てくる可能性も否定しておるわけではございません。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第36号についての質疑を終結いたします。

議案第37号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） この予算書だけを見たのでは、この介護保険の会計論ずることはできないのですが、ご承知のとおり介護保険事業計画の中身がここに反映されているわけで、うたい文句で言っているとおり。そこで、4点ばかりお尋ねをしたいと思います。

制度改正が行われて非常に厳しい面が出てきた。先ほど介護保険料24%上げるのだということがわかりましたけれども、では介護する報酬とか事業者から見るとどうなのかという点でいうと、ご承知だと思うのですが、例えば介護報酬が実質マイナスになりましたよね、0.8%。2点目は、処遇改善の加算、これは要件を満たした事業所のみということになっています。3点目、生活援助、つまりヘルパー、ここについても報酬の基準が変わって、報酬単位が下がりました。そういう中で事業所としてみると、非常にこれは厳しい状況が生まれているのではないかと。もう一つ言うと、特養とか老健施設でいうと、重度のもの

ほうが報酬が高くなるようになっていて、つまり軽い人は排除されるというようなふうになってきている。介護保険料が上がって負担も大変だけれども、事業者としてサービスをやるほうも十分サービスを行き渡らすことができないような状況が、仕組みが生まれているのではないですか。その辺はどのようにとらえていますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えをさせていただきたいと思います。

議員のお尋ねでございますが、今回の介護報酬改定につきましては処遇改善の交付金という制度がなくなりまして、介護報酬の中に含まれたということでございます。それで、介護報酬の中身を見ますと、それぞれのサービスが、上がっているのもございますが、議員ご指摘のとおり、微減という形が多うございます。事業者のほうもこれらを含めまして、今後の事業経営については非常に厳しいところがあるという話をしているところでございます。幾つか老健、特養、そのほかにヘルパー等のお話もされましたが、私のところでは今のところそのように聞いてはおりますが、とにかく交付金のかわりになる加算の関係については加算率がとれるように事業者のほうに再度お願いをして、経営的に苦しくならないように努力はしてほしいという話をしております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 介護報酬の件ですが、今課長が言ったとおり、処遇改善の交付金が廃止されました。働いている方の給料を月1.5万円上げるというやつ、これが廃止されました。ですから、1.2%上げていると言うのだけれども、この月1万5,000円を引き続きやるとすれば2%要するというのが今言われているわけで、1.8だから0.2%下がっているわけです。

それで、では具体的に聞きたいのですが、例えば生活援助の縮小の関係です。これまで30分、60分以内で229単位でした。それが20分から40分で190単位になるでしょう。こうなると、サービスを受ける側とサービスをする側どうなりますか。つまり全体として報酬も下がる、時間も切り詰められる、サービスもする側、受ける側でこれ非常に問題出るのではないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（金光英晴君） 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えをさせていただきたいと思います。

今回の報酬改定につきましては、先ほど申し上げましたように、人件費の加算の分が報酬の中に組み込まれておるものですから、そこを入れた上で各サービスの見込みを出していくということで、非常に難しい仕組みになっております。それで、各サービス事業者については、先ほども申し上げましたが、今まで交付金で加算がとれたような形のものを自分たちで検証しながらやってみてほしいということは話しておりますが、私まだ個々のシミュレーションまで全部積み上げてみたことはございませんので、これからまた検討させていただきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） ご承知のとおり、この介護保険制度そのものを変えたって今の国の政治が悪いのですけれども、ただ、今さっき言ったように、ホームヘルプサービスでもさっき言ったような矛盾があると

いうのは、これはどこの新聞読んだって出ています。

そこで、お尋ねしたいのは、私は、先ほど午前中ありましたが、24%の介護保険料の値上げにふさわしい介護保険の給付内容や実態になっているかという、私はなっていないというふうに思うのですが、課長はどのように考えていますか。

○議長（金光英晴君） 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えをさせていただきたいと思います。

第5期の計画の中で、今議員もご指摘ございましたが、居宅サービス、施設サービス等さらに充実させていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いをしたいと思います。第4期からも皆様方の市民のご要望等おこたえいたしまして、居住系サービス、施設系サービスをかなりふやしてきた計画、実績がございますので、引き続き第5期もそのような形で頑張りたいと思います。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第38号についての質疑を終結いたします。

議案第39号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第39号についての質疑を終結いたします。

議案第40号 平成24年度佐渡市下水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第40号についての質疑を終結いたします。

議案第41号 平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第41号についての質疑を終結いたします。

議案第42号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第42号についての質疑を終結いたします。

議案第43号 平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第43号についての質疑を終結いたします。

議案第44号 平成24年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第44号についての質疑を終結いたします。

議案第45号 平成24年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結いたします。

議案第46号 平成24年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第46号についての質疑を終結いたします。

議案第47号 平成24年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第47号についての質疑を終結いたします。

議案第48号 平成24年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第48号についての質疑を終結いたします。

議案第49号 平成24年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 決算審査特別委員会でも強く指摘がありましたし、12月定例会で私も指摘をいたしました。両津地区の吉井の漏水が事故として塩ビ管の老朽化が上げられておりまして、有収率が極端に下がっています。それで、19ページの水道施設の改良費、総額で12億9,900万のうち、早急に対応して工事をしようということになっていりましたが、幾らがそこに該当するのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） それでは、説明します。

両津吉井地区の24年度の配水管の布設替えの事業費でございますが、概略言いますと、延長が約6,000メートルの布設替え、事業費としまして約2億8,000万程度ということでございます。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） それ金額間違っていないですか。2億8,000万ですか。その倍ぐらいではないですか。違います。それが1点と、それから漏水の水量を金に換算すると6,600万という数字が決算審査特別委員会に出ていましたが、これはその財源と単年度でこれ工事を終わらせて修理が完了するのかどうか、そこを伺いたい。もし単年度でなかったとしたら、総工事費は幾らぐらいで考えて何年計画か。2億8,000万違うのではないですか。

○議長（金光英晴君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） それでは、ご説明申し上げます。

前回の議会でも有収率の問題で説明はしました。その件については省きますが、吉井の全体の計画でございます。事業としては、当年度において委託、実施設計を発注しておりますし、24年度から4年間で一応完了が27年度予定をしております。総事業費で、内容は配水管の更新等が約2万4,000メートルの配水管等の更新、それから事業費としましては約12億ぐらいを想定をしております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 繰り返しますが、有収率が極端に落ちています。それを総額12億円の工事を単年度、平成24年度に2億8,000万しかやらないというのはどういうことかお答えをいただきたいし、財源についても先ほど質問しましたが、何の起債であるのか、お答えをいただきたい。

○議長（金光英晴君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 有収率、漏水が多いということは、佐渡市全体の有収率の損失でございます。

それと、これは国庫補助事業を活用して行います。あと、合特債を一部利用させていただきます。佐渡市全体の水道事業の中で中長期的な考え方、両津地区の吉井地区ではなくて、全体の上水道の施設更新を考えておりますので、その中の一環として行う事業とご理解願いたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 同じ質問ですが、決算審査特別委員長した手前上、指摘をし、意見をつけたことについて聞き入れてもらっていないということではないのか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 今のご質問は、有収率のこと、件でしょうか。

○15番（田中文夫君） 決算審査特別委員会で意見をつけたことについて、対応していないということではないのかなということです。

○上下水道課長（和倉永久君） 今のご質問でございますが、先ほども説明したとおり、佐渡市の水道事業全体を考えまして事業を配分して、中長期的、財政的の考え方で行っております。そういうことでご理解願いたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 意見を聞かないということについて理解しました。

○議長（金光英晴君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 説明申し上げます。

十分に有収率の向上については理解をしています。委員会の意見についても理解した上で計画を立てて実施しておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第49号についての質疑を終結いたします。

議案第52号 南部地区統合中学校敷地造成工事請負契約の締結についての質疑を許します。

臼杵克身君。

- 4番（臼杵克身君） 工事契約内容そのものではないのですが、説明資料によりますと、これが議会の議決の日から工期が年度末、3月30日まで、3週間足らずでこの2億4,800万という大きな仕事ができるのでしょうか。

それから、この土工一式というのは、土工はどの程度の全体の設計費の中で割合を占めておりますか、その辺まずお聞きしたい。

- 議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山本学校教育課長。

- 学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

工期についてですが、当然年度内には終わらないということで繰越を予定しております。

それと、土工ですが、表土の掘削を5,400立米、造成盛土を4万8,200立米等を考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

申しわけありません。資料を持ってきてありませんので、後でお知らせいたします。

- 議長（金光英晴君） 臼杵克身君。

- 4番（臼杵克身君） 繰越明許にされるということが前提のようです。それで工期については理解しましたが、繰越明許にした後の最終的な工事の造成、完成時はいつごろを予定されているのですか。

- 議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

- 学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

この後、建築の工事の発注もございます。同時にやっていかなければならないということで、この後工事の請負業者等と検討しながらいかなければ、ちょっとスケジュール的には何カ月というふうに答えられませんので、よろしく願いいたします。

- 議長（金光英晴君） 臼杵克身君。

- 4番（臼杵克身君） 建築工事については、これは遅くなるというのはわかるのだけれども、敷地造成が終わってから建築にかかるのだらうと、常識的にはそうだと思うのです。そうすると、例えば8月末とか、大まかな見通しというのは教育委員会では立っておらぬのですか。ただこの後繰越明許にして、あとは建築と相談しながらというようなことでは、全体の事業が遅れていくのではないですか。それと、あまりその工期を短くすると、敷地造成がややもすると、おろそかになったりするような心配もないことはない。ですから、この辺は慎重にする必要あるのですが、それでも今時点でおよそこのころを目標としているというのはやっぱりあってしかるべきだと思うのですが、いかがですか。

- 議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

- 学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

工期的には半年ぐらいを考えているのですが、校舎の部分、体育館の部分、グラウンドの部分がありますので、やはり一たん全部整地してから建築工事を行うというふうには考えておりません。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第52号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第49号及び議案第52号は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第6 請願第1号

○議長（金光英晴君） 日程第6、請願、陳情の委員会付託を行います。

請願第1号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（金光英晴君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来週7日水曜日、午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時27分 散会